令和８年 10 月 30 日
東 京 税 関 業 務 部

関　係　各　位

飲用乳に係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

令和８年４月１日から令和８年９月 30 日までの関税暫定措置法別表第１の６の２の項に掲げる物品（飲用乳）の輸入数量が、同法第７条の３第１項に規定する輸入基準数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、令和８年 11 月１日から令和９年３月 31 日までの間、当該物品について特別緊急関税が発動されることとなりました。

発動後に NACCS で申告する場合の品目コードについては、NACCS 掲示板で確認願います。

なお、関税暫定措置法第７条の３第２項第６号（発動日前に本邦に向けて送り出された物品）の規定を適用して申告する場合は、マニュアル申告となりますので注意願います。

【発動内容】

関税暫定措置法別表第１の６の２の項（飲用乳）
（関税割当を受けて輸入するものを除く）

品　目		発動前	発動後
飲用乳	0401.20-190	21.3%+114 円/KG	28.4%+152 円/KG

問合せ先
東京税関業務部通関総括第１部門
電話：03-3599-6337